

食品安全情報（化学物質） No. 18/ 2015 (2015. 09. 02)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【EU】 1. 委員会規則 (EU) 2015/2006 : 食品中の無機ヒ素の最大基準値に関する規則 (EU)No 1881/2006 改正

委員会規則(EC)No 1881/2006 を改正して食品中の無機ヒ素の最大基準値を設定し、2016年1月1日から適用される。

*ポイント: EU でコメ中の無機ヒ素の最大基準値が設定されました。コメ粒における無機ヒ素の分布は一様ではない(外側の方が高い)ことから、とう精によって濃度が下がるので精米の方が玄米よりも低い値となっています。精米の最大基準値は国際基準であるコーデックス委員会の最大基準値と一致しています。一方、玄米についてはコーデックス委員会では検討中で現時点では 0.35 mg/kg が候補として議論されていますが、それに比べると EU ではより低い値が採用されています。日本で栽培されているコメには無機ヒ素が比較的高いものもあるので、EU 向けに輸出する場合には要注意で厳しい場合もあると言えます。また、日本とは異なり、コメを主食とせず、主要農産物でもない EU で設定されたことにもご留意下さい。

(参考) 諸外国におけるコメ中のヒ素の含有実態

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/kas/foreign_occurrence.html

【EFSA】 ネオニコチノイド: 葉面散布はミツバチのリスクと確認

EFSA はネオニコチノイド殺虫剤を葉にスプレーすることはミツバチのリスクであると確認した。EFSA は、クロチアニジン、イミダクロプリド、チアメトキサムについて2年前に評価した種子処理と顆粒剤を除く全ての使用方法によるミツバチへのリスクの評価を発表した。

*ポイント: 欧州委員会はこれら農薬3種の使用制限を2013年12月1日に発効した際に2年以内に見直すと発表しているため、次は、種子処理や顆粒剤について新しい情報を入手しEFSAが再評価を行う予定になっています。

【MFDS】 食品医薬品安全処、食品の有害物質の基準・規格の全面的な再評価を実施

韓国の食品医薬品安全処(MFDS)は、食生活多様化などの社会的環境変化を反映し、より現状に添った食品安全管理基準を合理的に運営するために「食品等の基準及び規格管理基本計画」を準備して、食品中の非意図的有害汚染物質・残留農薬・食品添加物などの基準・規格を全面的に再評価すると発表した。

【US CDC】 インターネットで購入したアーユルベータ治療用製品の使用に関連する鉛中毒と貧血-ウィスコンシン、2015

ウィスコンシン公衆衛生局に64才女性の鉛中毒に関する報告が届いた。この女性はインターネットで購入した2種類のインド産のアーユルベータ治療用製品を2ヶ月間毎日摂取していた。州の検査室による分析の結果、これらの製品には48,700 mg/kg (4.9%) と16.4 mg/kg (0.2%)の鉛が含まれていた。他に、微量のカドミウム、クロム、アルミニウム、さらに多量のヒ素、タリウムも検出された。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. コーデックス委員会：世界水週間

[【EC】](#)

1. 委員会規則(EU)No 1881/2006 改正：食品中の無機ヒ素の最大基準値に関する規則
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. ネオニコチノイド：葉面散布はミツバチのリスクと確認

[【CRD】](#)

1. PRC：最新モニタリング結果

[【FDA】](#)

1. 警告文書

[【CDC】](#)

1. インターネットで購入したアーユルベータ医薬品の使用に関連する鉛中毒と貧血－ウイスコンシン、2015

[【USDA】](#)

1. FSIS 食品基準と表示方針本の更新版利用可能
2. 官報告知：J.R. Simplot Co.;葉枯れ病耐性、アクリルアミドを作る可能性が少ない、黒く変色しにくい、還元糖が少ない遺伝子組換えジャガイモの規制解除決定

[【FTC】](#)

1. FTC スタッフコメント：FDA は現在のホメオパシー製品規制枠組みを再評価すべき

[【FSANZ】](#)

1. チューインガムの甘味料の許容量引き上げに意見募集

[【香港政府ニュース】](#)

1. 牛肉検体は安全性検査に不合格
2. 天津食品は入念に監視
3. 台湾の麺に警告
4. 魚検体からマラカイトグリーン検出

[【MFDS】](#)

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 食品医薬品安全処、食品の有害物質の基準・規格の全面的な再評価を実施
3. 全国「消費者食医薬安全教室」発起式開催
4. 残留物質が検出された中国産卵白粉（卵加工品）の回収措置
5. 主な衛生安全規定を違反した HACCP 認定会社にワンストライク・アウトの制導入
6. 配信アプリに登録された夜食メーカーの合同査察の結果

[【その他】](#)

- ・ 食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・ (ProMED-mail) 有毒藻類 英国（第2報）：イングランド 犬、致死、警告
- ・ (ProMED-mail) 有毒藻類 米国（第4報）：(カンザス) 水、警告
- ・ (ProMED-mail) 有毒藻類 カナダ（アルバータ）
- ・ (ProMED-mail) リシン 米国（第3報）：(NY)死の錠剤
- ・ (ProMED-mail) シアン化物、水、中国（天津）
- ・ (EurekAlert) 認知への運動と栄養サプリメント介入の影響
- ・ (EurekAlert) 研究者らが牛のヒエンソウ毒性を調べる
- ・ (EurekAlert) 福島汚染物質の行方を探る
- ・ (EurekAlert) 海の食物網における水銀毒素の動態

別 添

【EFSA】

1. 食品中のアクリルアミドに関する FAQ

【BfR】

1. カフェイン及びエネルギー飲料などのカフェイン含有食品に関する FAQ

● 世界保健機関（WHO : World Health Organization）<http://www.who.int/en/>

1. コーデックス委員会：世界水週間

World Water Week

28/08/2015

<http://www.codexalimentarius.org/roster/detail/en/c/326635/>

ー水の安全性を含む食品の安全がコーデックスの消費者の健康を守るための仕事の中心ー
8月23～28日：2015 World Water Week in Stockholm

● 欧州委員会（EC : Food Safety: from the Farm to the Fork）

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 委員会規則（EU）2015/2006

2015年7月25日

食品中の無機ヒ素の最大基準値に関する規則(EU)No 1881/2006 改正

Commission Regulation (EU) 2015/1006 of 25 June 2015 amending Regulation (EC) No 1881/2006 as regards maximum levels of inorganic arsenic in foodstuffs (Text with EEA relevance)

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:JOL_2015_161_R_0006

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R1006&from=EN>

[N](#)（PDF版）

委員会規則(EC)No 1881/2006 は食品中の特定の汚染物質に関する最大基準値を設定している。

EFSA の CONTAM パネルが 2009 年 10 月 12 日にヒ素に関する意見を出している。この意見の中でパネルは、無機ヒ素は皮膚の他に肺や尿路に発がん性を示し、また JECFA が検討した量よりも低い暴露量で様々な有害影響が報告されていることから、JECFA が設定した暫定耐容週間摂取量（PTWI）15 µg/kg bw はもはや適切でないと結論した。

CONTAM パネルは、肺、皮膚、膀胱のがん及び皮膚病変に関するベンチマーク用量下側信頼限界値（BMDL₀₁）を 0.3～8 µg/kg bw/day とした。科学的意見では、欧州の平均的及

び多量摂取者について推定された無機ヒ素の食事暴露量は BMDL₀₁ の範囲内であるとし、従って、暴露マージンはほとんどないか、全くなく、一部の人へのリスクの可能性は排除できないと結論した。

科学的意見では、食事由来無機ヒ素に最も暴露されている者として特定のエスニック集団のようなコメ多量摂取者と 3 才以下の子どもを特定した。コメを主原料とする食品を含み、3 才以下の子どもでの食事由来無機ヒ素暴露量は、一般的に成人の約 2~3 倍である。

無機ヒ素の分析はコメ及びコメを主原料とする製品について信頼できるため、無機ヒ素の最大基準値はコメ及びコメを主原料とする製品について設定すべきである。また、ヒ素濃度に応じて異なる最大基準値を提案すべきである。

パーボイルド精米には特定の最大基準値が必要であるという科学的な情報は、ごく最近のものである。従って加盟国は、この品目に特定の最大基準値が必要であるかを確認して見直すために、この品目中の無機ヒ素に関する追加データを 2018 年 1 月 1 日までに集めるべきである。

汚染実態データは、ライスワッフル、ライスウェハース、ライスクラッカー及びライスケーキに高濃度の無機ヒ素が含まれている可能性があり、これらの品目は乳幼児での食事暴露に重要に寄与している可能性があることを示している。そのため、これらの品目について特定の最大基準値を検討すべきである。

委員会規則(EU)1881/2006 の Annex を改正する。無機ヒ素の最大基準値は 2016 年 1 月 1 日から適用される。規則は官報に掲載された後 20 日間で発効する。

改正内容は以下の通り。

ヒ素 (無機物)

ヒ素 (3 価) 及びヒ素 (5 価) の総量とする。米 (rice)、玄米 (husked rice)、精米 (milled rice)、パーボイルド米 (parboiled rice) の定義は Codex Standard 198-1995 に従う。

最大基準値 (単位 mg/kg wet weight)

- ・パーボイルドでない精米 (白米) : 0.20
- ・パーボイルド米及び玄米 : 0.25
- ・ライスワッフル、ライスウェハース、ライスクラッカー及びライスケーキ : 0.3
- ・乳幼児用食品の製造向けの米 : 0.10

*参考 1 : 食品安全情報 No. 23 / 2009 (2009. 11.04) 参照

【EFSA】EFSA は食品中のヒ素を評価

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2009/foodinfo200923.pdf>

食品中のヒ素についての科学的意見

Scientific Opinion on Arsenic in Food (22 October 2009, Adopted 12 October 2009)

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/1351>

*参考 2 : コーデックス委員会のコメの個別食品規格

Codex Standard 198-1995: Standard for Rice

http://www.codexalimentarius.org/download/standards/61/CXS_198e.pdf

*参考3：食品安全情報（化学物質）No. 13/ 2015（2015. 06. 24）参照

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2015/foodinfo201513c.pdf>

【BfR】 コメとコメ製品には高濃度の無機ヒ素が含まれる

*参考4：食品安全情報（化学物質）No. 14/ 2015（2015. 07. 08）参照

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2015/foodinfo201514c.pdf>

【BfR】 乳幼児や子どもを守るための摂取量助言によるコメとコメ製品中無機ヒ素の追加 EU 最大基準

2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2015 年第 34 週～第 35 週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

*RASFF へ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

オランダ経由ドイツ包装中国産食品サプリメントのビタミン E 高含有(92 g/100g)、ポルトガル産皮なし冷凍ヨシキリザメ切り身の水銀(1.9 mg/kg)、イタリア産チルドメカジキカルパッチョの水銀(1.4 mg/kg)、オランダ経由フードサプリメントのビタミン B6 高含有(>60 mg/item)、ラトビア産食品サプリメントの未承認物質シルデナフィルチオノ類似体、スペイン産解凍キハダマグロのヒスタミン、ポーランド産ニンジンのカドミウム(0.130 mg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

セルビア産ソース用ガラス瓶の蓋のフタル酸ジイソデシル(DIDP) (4.1 %)及びフタル酸ジイソノニル(DINP) (18.3 %)高含有、エクアドル産キハダマグロの水銀(2.2 mg/kg)、スペイン産マグロロインのヒスタミン(310 mg/kg)、アルゼンチン産オレンジのイマザリル(13 mg/kg)及び未承認物質カルベンダジム(0.11 mg/kg)、ニュージーランド産冷凍エビのカドミウム(2.0810 mg/kg)、タイ産パンダンの葉（タコノキ）のクロルピリホス(5.5 mg/kg)・シペルメトリン(4.5 mg/kg)・オメトエート(0.23 mg/kg)・ジメトエート(2.5 mg/kg)及び未承

認物質クロルフルアズロン(0.7 mg/kg)、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

イタリア産コーンケーキのデオキシニバレノール(DON) (1400 µg/kg)、ドイツ産飼料用バイオビートパルプの未承認物質アントラキノン(0.247 mg/kg)、デンマーク産ショウガフードサプリメントの未承認照射(0.14)、オーストリア産コーヒー風味飲料のカフェイン高含有(638 mg/l)、ペットフード用に地面で使用する脛当てのエンロフロキサシン(437 µg/kg)、リトアニア産子豚用ミネラル飼料の禁止物質クロラムフェニコール(2.98 µg/kg)、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

ドミニカ共和国産生鮮ペッパーのシペルメトリン(1.4 mg/kg)、ベトナム産ドラゴンフルーツのジメトエート(0.23 mg/kg)及び未承認物質カルベンダジム(0.32 mg/kg)、ドミニカ共和国産チリペッパーのシペルメトリン(2.91 mg/kg)及びクロチアニジン(0.11 mg/kg)、中国産ナイフセットからの未承認物質の溶出(>235 mg/dm²)及びクロムの溶出(13.9 mg/kg)、中国産緑茶の未承認物質トルフェンピラド(0.049 mg/kg)、インド産パーボイル米の未承認物質カルベンダジム(0.03 mg/kg)、ベトナム産冷凍バナメイエビのオキシテトラサイクリン(135.5 µg/kg)未承認、ケニア産エンドウ豆の鞘のジメトエート(0.18 mg/kg)、など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. ネオニコチノイド：葉面散布はミツバチのリスクと確認

Neonicotinoids: foliar spray uses confirmed as a risk to bees

26 August 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/150826>

EFSA はネオニコチノイド殺虫剤を葉にスプレーすることはミツバチのリスクであると確認した。EFSA は、クロチアニジン、イミダクロプリド、チアメトキサムの種子処理と顆粒以外の全ての使用方法によるミツバチへのリスクの評価を発表した。評価が完了できた事例については、高いリスクが同定されたか排除できなかった。他の事例ではデータが足りないために評価が最終化できなかった。

この結論は 2 年前の種子処理あるいは顆粒剤として使われた場合のミツバチへのリスクを評価した EFSA の結論とほぼ同等である。欧州委員会は 2013 年にネオニコチノイドの使用について制限を厳しくした後、他の全ての使用方法についての評価を要請した。この 3 つの化合物の種子や土壌処理としての使用は、現在、ミツバチにとって魅力的な作物や冬穀物以外の穀物については温室栽培以外禁止されている。葉面処理としての仕様はミツバチにとって魅力的な作物や温室栽培や花が終わった後以外は禁止されている。

次のステップ

制限を導入するときには欧州委員会は 2 年以内にこれら 3 つのネオニコチノイドの種子処理や顆粒によるミツバチへのリスクについての新しい情報をレビューすると言った。このプロセスの一環として EFSA は各国の当局や研究機関、企業その他に新しい情報の提供を求めた。全ての情報は 2015 年 9 月 30 日までに提出すること。欧州委員会からのさらなる委託を受けて、EFSA はそれらをレビューしリスク評価の更新についての結論を出すだろう。

* 評価書とデータ募集

- ・イミダクロプリド

Conclusion on the peer review of the pesticide risk assessment for bees for the active substance imidacloprid considering all uses other than seed treatments and granules
EFSA Journal 2015;13(8):4211 [82 pp.]. 26 August 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4211>

- ・クロチアニジン

Conclusion on the peer review of the pesticide risk assessment for bees for the active substance clothianidin considering all uses other than seed treatments and granules
EFSA Journal 2015;13(8):4210 [77 pp.]. 26 August 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4210>

- ・チアメトキサム

Conclusion on the peer review of the pesticide risk assessment for bees for the active substance thiamethoxam considering all uses other than seed treatments and granules

EFSA Journal 2015;13(8):4212 [70 pp.]. 26 August 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4212>

- ・情報募集

Call for new scientific information as regards the risk to bees from the use of the three neonicotinoid pesticide active substances clothianidin, imidacloprid and thiamethoxam applied as seed treatments and granules in the EU

<http://www.efsa.europa.eu/en/data/call/150522>

● 英国 CRD (Chemicals Regulation Directorate) <http://www.pesticides.gov.uk/>

1. PRC : 最新モニタリング結果

Latest Rolling Results

Latest published 28 August 2015 (sampled July 2015)

<http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/advisory-groups/PRiF/Lates>

[t+results+and+reports/latest-rolling-results](#)

2015年7月にサンプリングした検体の検査結果。

エジプト産ブドウ1検体からエテホン 1.1 mg/kg (MRL 1 mg/kg) を検出し、一部の消費者に急性参照用量 (ARfD) 超過があるため RASFF 通知した。他の鞘付き豆、ミルク、オクラ、ジャガイモは問題なかった。

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. 警告文書

● Hampton Creek Foods 8/12/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm458824.htm>

表示違反。Just Mayo の栄養強調表示「コレステロールフリー」が基準を満たさない。さらに製品のラベルの卵の画像と「マヨネーズ」を意味する Mayo のネーミングが、消費者にこの製品をマヨネーズだと誤解させる。Just Mayo はマヨネーズではなく (マヨネーズ代用品)、卵を含まず、マヨネーズに使用が認められていない加工デンプンなどのような成分を含む。

● MGM Cattle Co. LTD 7/29/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm458273.htm>

食用に販売された牛の残留動物用医薬品フルニキシンとデスフロイルセフチオフル

● Garnett Livestock 7/13/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm457676.htm>

食用に販売された牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフル

● Gallman Farms, LLC 7/23/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm458060.htm>

食用に販売されたブタの残留動物用医薬品ペニシリン

● Nickerson Brothers 8/10/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm458140.htm>

食用に販売された牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフル

● Sunland Dairy LLC 8/5/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm457677.htm>

食用に販売された牛の残留動物用医薬品ペニシリン

● Prime Health Products 7/29/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm458331.htm>

茶、ゴマ等の抗炎症作用、肝臓強化、高血圧や糖尿病にいい、などの宣伝が未承認新規医薬品。食品ではなくダイエットサプリメントだとしても CGMP 違反。

- New Dawn Nutrition, Inc. 8/7/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm458141.htm>

ダイエタリーサプリメントの表示には「1,3-ジメチルアミルアミン」を含むとあるが、分析の結果実際にはジメチルブチルアミン（別名 DMBA、2-アミノ-4-メチルペンタン、4-メチル-2-ペンタンアミン等）が含まれていた。DMBA は食品成分ではなく「新規食品成分」である。他 CGMP 違反等多数。

- Frito Lay Inc 8/4/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm457687.htm>

CGMP 違反。

-
- 米国疾病予防管理センター（US CDC : Centers for Disease Control and Prevention）

<http://www.cdc.gov/>

1. インターネットで購入したアーユルベータ医薬品の使用に関連する鉛中毒と貧血—ウイスコンシン、2015

Lead Poisoning and Anemia Associated with Use of Ayurvedic Medications Purchased on the Internet — Wisconsin, 2015

MMWR August 21, 2015 / 64(32):883-883

http://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/mm6432a6.htm?s_cid=mm6432a6_w

2015年4月30日、ウイスコンシン公衆衛生局(WDPH)は64才の女性患者の血中鉛濃度が高い事例を地元保健当局から通知された。ウイスコンシンにおいて検査機関は、血中鉛濃度が一回でも $\geq 20 \mu\text{g/dL}$ の場合と継続して $\geq 15 \mu\text{g/dL}$ の場合には検査結果を通知するよう求められている。医療記録からこの患者は進行性の疲労と息切れを報告していてヘモグロビン量が少なかった。鉛のキレート療法後退院した。

WDPHは患者をインタビューして鉛の摂取源を探った。塗装や配管が関係する自宅の改装はしておらず、海外産の陶器の使用や鉛の銃弾で撃たれた野生獣の肉も食べていなかった。彼女はいくつかのサプリメントを使用しており、その中にインターネットで購入したインド産のアーユルベータ薬があった。Mahayogaraj Guggulu (MG) (Sri Sri Ayurveda Trust)を4錠、Bruhat Vata Chintamani Rasa (BVCR) (Shree Dhootapapeshwar 社)を2錠、2015年2月から4月の間に毎日摂取していた。州の検査室で調べたところMGには48,700 mg/kg (4.9%)、BVCRには16.4 mg/kg (0.2%)の鉛が含まれていた。他に、微量のカドミウム、クロム、アルミニウム、さらに多量のヒ素(3,830 mg/kg in MG)、タリウム(14.7 mg/kg in MG および 17.2 mg/kg in BVCR)が検出された。

●米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. **FSIS** 食品基準と表示方針本の更新版利用可能

Availability of Updated FSIS Food Standards and Labeling Policy Book

Federal Register Volume 80, Number 160 (Wednesday, August 19, 2015)

<http://www.fsis.usda.gov/wps/wcm/connect/581c5b51-6a09-4f2c-a0ff-8b3978c93422/2015-0033.htm?MOD=AJPERES>

以下のサイトからダウンロード可能。

[Labeling Policies](#)

<http://www.fsis.usda.gov/wps/portal/fsis/topics/regulatory-compliance/labeling/Labeling-Policies>

2. **APHIS** : 官報告知

J.R. Simplot Co.:葉枯れ病耐性、アクリルアミドを作る可能性が少ない、黒く変色しにくい、還元糖が少ない遺伝子組換えジャガイモの規制解除決定

J.R. Simplot Co.; Determination of Nonregulated Status of Potato Genetically Engineered for Late Blight Resistance, Low Acrylamide Potential, Reduced Black Spot Bruising, and Lowered Reducing Sugars

Last Modified: Aug 28, 2015

http://www.aphis.usda.gov/wps/portal/aphis/home!/ut/p/a1/hY7LDoIwEEW_hQVbOjwEdAeSSBEL0USHG1OSviNQCByS_95K3Jj4mN3cOSd3EEEpIpxOVUFF1XHAPHdiX6IkNHQfDJxssQ14fzqAHwY6HE0JZBKAL-PBP_-MyIysN15oObF0LNcAHMi7s9wBYPsFKiIECmaLp_fzTyem26ByMCubGCDNg4yLoXoVyqoQLWSCsaxpLW9yqMnN1pS1X4pJbdTaD0XUF9m0K9aKbYU5QHgzKGjw!!/?1dmy&urile=wcm%3apath%3a%2Faphis_content_library%2Fsa_newsroom%2Fsa_federal_register_posts%2Fsa_by_date%2Fsa_2015%2Fsa_08%2Fct_simplot_potato

(PDF) http://www.aphis.usda.gov/brs/fedregister/BRS_20150902.pdf

●米国連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission)

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. **FTC** スタッフコメント : **FDA** は現在のホメオパシー製品規制枠組みを再評価すべき

FTC Staff Comment: FDA Should Reevaluate Its Current Regulatory Framework for Homeopathic Products

August 21, 2015

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2015/08/ftc-staff-comment-fda-should-re-evaluate-its-current-regulatory>

ー9月21日のFTCのホメオパシー医薬品の広告についてのワークショップに先立つコメントー

FTCのスタッフはFDAに現在のホメオパシー製品規制の枠組みを再考するよう薦めている。なぜならば、それがFTCの宣伝の根拠立証に関する基本原則に矛盾しており消費者に害を与え宣伝者には混乱をもたらすように思われるからである。

FDAに提出した意見で、FTCのスタッフはFDAはホメオパシー製品規制枠組みを改訂または撤回すべきと述べている。この意見はFDAが2015年4月に求めた意見募集に対応したものである。

FDAが1988年法令遵守ガイドで設定したホメオパシー製品規制枠組みでは、ホメオパシー医薬品は表示など一定の条件を満たせば薬局で販売される前にFDAによる安全性と有効性の認可を必要としない。さらに使用方法に科学的根拠を要求しない。

FTCが長く実践してきた健康強調表示広告の立証の基本方針に鑑みると、FDAのこの枠組みは消費者に害をなし宣伝者には混乱をもたらす。

一部の宣伝業者は、FDAの法令遵守ガイドに従っていればFTCの広告基準には従わなくていいと間違えて信じている。FDAの現在の枠組みにより、一部の企業がOTC医薬品やダイエタリーサプリメントに「ホメオパシー」と表示するだけで規制逃れできる。

またFTCの委託した研究でほとんど消費者はホメオパシーが何であるか、どういう規制なのかについて理解していないことが示唆された。

FTCは2015年9月21日にワシントンでホメオパシー医薬品の宣伝についてのワークショップを開催する。

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. チューインガムの甘味料の許容量引き上げに意見募集

Call for submissions on increased limit for sweetener in chewing gum

20/08/2015

<http://www.foodstandards.gov.au/media/Pages/Call-for-submissions-on-increased-limit-for-sweetener-in-chewing-gum.aspx>

食品基準を日本やカナダなどの他の国と調和させるために、チューインガムの甘味料の上限を2000 mg/kg から5000 mg/kgに引き上げることを検討している。安全性評価の結果、

公衆衛生上の問題はない。意見募集は 2015 年 10 月 1 日まで。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 牛肉検体は安全性検査に不合格

Beef sample fails safety check

August 19, 2015

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/08/20150819_185813.shtml

食品安全センターは、生鮮牛肉 1 件から違法な保存料として二酸化硫黄を発見した。センターは関連業者に違法であることを通知し、フォローアップ検査を実施する予定である。

2. 天津食品は入念に監視

Tianjin food closely monitored

August 18, 2015

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/08/20150818_215425.shtml

食品安全センターは中国当局と密接に連絡をとりあって香港に供給される食品の安全性を監視している。先週の天津での爆発事故による一般の人々の懸念を受けて、その地域には香港に輸出する可能性のある野菜農場 7 件、水産養殖場 1 件、牧場 1 件が登録されていることを注記する。

3. 台湾の麺に警告

Taiwan noodle alert issued

August 31, 2015

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/08/20150831_224922.shtml

食品安全センターは台湾から輸入した冷凍麺の 3 バッチを食べないように要請する。台湾当局からその製品に食品添加物ではないグレードの二酸化塩素が使用された疑いがある。

* 詳細 : CFS follows up on frozen noodle imported from Taiwan suspected to be processed with non-food additive grade chlorine dioxide

<http://www.info.gov.hk/gia/general/201508/31/P201508310972.htm>

4. 魚検体からマラカイトグリーン検出

Malachite green found in fish sample

August 29, 2015

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/08/20150829_200121.shtml

食品安全センターは缶詰フライデイス 2 検体から痕跡程度のマラカイトグリーンを検出した。センターは異なる売り場から 6 検体の生鮮デイスと 3 検体の缶詰デイスを集め、「Yupin fried dace with salted blackbeans」と「Pearl River Bridge fried dace with salted black beans」から 1.3 及び 0.78 ppb のマラカイトグリーンを検出した。

● 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

検査実査課/輸入食品政策課 2015-08-21

・2015.8.7.~2015.8.20.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=28637>

2. 食品医薬品安全処、食品の有害物質の基準・規格の全面的な再評価を実施

食品基準課/畜産物基準課/添加物基準課 2015-08-21

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=28632&cmd=v>

食品医薬品安全処は、技術発達、気候変動、食生活多様化など社会的環境変化を反映し現状に添った食品安全管理基準を合理的に運営するために「食品等の基準及び規格管理基本計画」を準備して食品中の非意図的有害汚染物質・残留農薬・食品添加物などの基準・規格を全面的に再評価すると発表した。

○ 今回の再評価は、安全な食品への国民の期待水準が高くなった時代に、食品の科学的安全を担保に環境変化に能動的に対処するため 5 年ごとに定期的に行われる。2015 年から 2019 年までの再評価は、第 1 次「食品等の基準及び規格管理基本計画」によって実施される。

□ 今回再評価の主要内容は、▲非意図的有害汚染物質の基準・規格再評価、▲残留農薬許容基準再評価、▲食品添加物の基準・規格再評価、▲器具及び容器・包装の基準・規格再評価、▲食品等の基準・規格管理先進化、などである。

<非意図的有害汚染物質の基準・規格再評価>

○ 非意図的有害汚染物質 19 種(162 品目)を対象に、有害物質汚染濃度と国民の食品摂取量を総合してヒトでの総露出量を算出し、リスク水準などを考慮して基準・規格を 5 年ごとに定期的に行われる。

2015 年には重金属 6 種(96 品目)、2016 年にはかび毒 8 種(46 品目)、2017 年には有機汚染物質 2 種(8 品目)、2018 年~2019 年には製造過程で生成される汚染物質 3 種(12 品目)に対する基準・規格再評価を段階的に実施する。

○ 再評価推進のため今年から 16 市・道とともに、国民による摂取量が多い食品と汚染の

懸念が高い食品を対象に食品中の非意図的汚染物質 19 種の濃度を調査中である。

また家庭での調理過程で発生する有害物質の変化についても反映されるように、韓国型食生活安全調査(トータルダイエツトスタディ)も推進する予定である。

<残留農薬許容基準再評価>

外国の基準を準用して残留許容基準が定められた農薬 202 種に対し、毎年 40 種ずつ 5 年にわたり(2019 年だけ 42 種)、農薬使用方法、農作物栽培方式、食習慣などを反映して残留許容基準を再評価する。

<食品添加物の基準・規格再評価>

○食品添加物として管理されている 605 品目のうち重点管理が必要な保存料など 93 品目に対し、使用実態、国内外安全性評価結果などを検討して基準・規格を再評価する。

○2015 年には、漂白剤 6 品目、2016 年には甘味料など 20 品目、2017 年には乳化剤など 21 品目、2018 年には pH 調節剤など 21 品目、2019 年には着色料など 25 品目に対する基準・規格再評価を段階的に推進する計画である。

<器具及び容器・包装の基準・規格再評価>

○器具及び容器・包装由来移行物質 104 項目に対して溶出量モニタリング結果、安全性評価結果、諸外国の動向などを考慮して基準・規格を再評価する。

○ 2015 年には重金属 2 項目(鉛、カドミウム)、2016 年には可塑剤 33 項目(フタル酸類など)、2017 年には未反応原料物質 29 項目(塩化ビニルなど)、2018 年には反応生成物 23 項目(アセトアルデヒドなど)、2019 年には汚染物質 17 項目(蛍光漂白剤など)に対する基準・規格再評価を段階的に推進する計画である。

<食品等の基準・規格管理先進化>

○微生物検査の代表性と信頼度を高め、国際基準・規格と調和させるために 2015 年には麺など 68 食品類型の 102 微生物規格、2016 年には塩辛など 37 食品類型の 76 微生物規格に統計的概念を段階的に拡大する。

○ 海外で使用可能性がある動物用医薬品 30 種などを含む計 85 種の動物用医薬品に対して残留許容基準を新設する。現在は 168 種の動物用医薬品に対して残留許容基準が設定されている。

3. 全国「消費者食医薬安全教室」発起式開催

疎通協力課 2015-08-19

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=28610&cmd=v>

食品医薬品安全処は、食薬安全教育の本格的な取り組みの開始を宣告する全国「消費者食医薬安全教室」の発起式を 8 月 19 日に国会図書館大講堂で国会保健福祉委員会委員長、韓国消費者団体協議会と共同で開催する。

○ この行事は、国民誰もが希望すれば安全教育を受けることができる権利を保障しようと政府、国会、消費者団体の協力意志を表明するために行う。

○ 「消費者食医薬安全教室」は、元気な消費生活のために日常生活で毎日接する食品や医

薬品を安全に使うのに必要な情報を高齢者、妊婦、主婦などを対象にオーダーメイド型で提供する教育である。

今年ソウル、大田、京畿地域で「消費者食医薬安全教室」を担当する食品・医薬品など分野別専門講師 48 人に委嘱状を授与する予定である。

○ 消費者団体は「消費者食医薬安全教室」の事業計画とこれからの推進方向を共有して、政府、国会、消費者がともに積極参加することを要請する計画である。

食薬処は、今回の行事を通じて国民の政府への信頼向上に寄与し、食品や医薬品の誤・濫用による安全事故や虚偽・誇大広告などの被害を予防するのに役に立つことを期待する。

4. 残留物質が検出された中国産卵白粉（卵加工品）の回収措置

畜産物衛生安全課 2015-08-18

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=28598&cmd=v>

食品医薬品安全処長は京畿平沢の輸入業者が輸入・流通した中国産「卵白粉（注：卵白を粉末にしたもの）」から動物用医薬品成分（エンロフロキサシン等）が検出（基準：不検出）されたため流通中断及び回収措置すると発表した。

5. 主な衛生安全規定を違反した HACCP 認定会社にワンストライク・アウトの制導入

食品政策調整課/食品消費安全課/栄養安全政策課 2015-08-18

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=28582&cmd=v>

食品医薬品安全処は、主な衛生安全規定を違反した HACCP 認定会社に対して認証を取り消すワンストライク・アウト制を導入し、栄養表示対象食品にコーヒーと醤油類追加などの内容を記した食品衛生法施行規則を改訂・公布する。

○ HACCP 認定会社が、地下水の殺菌・消毒など主な衛生安全規定を守らなかったり、定期評価の時に 60 点未満の点数だった場合には直ちに認証を取り消すよう管理基準が強化され直ちに施行される。

○ コーヒーと醤油類を熱量、炭水化物(糖類)、タンパク質、ナトリウムなどの含量を表示しなければならない栄養表示対象食品に追加し、来年から施行される。

6. 配信アプリに登録された夜食メーカーの合同査察の結果

不良食品根絶推進団 2015-08-18

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=28581&cmd=v>

食品医薬品安全処は、地方自治体と合同で 7 月 22 日から 8 月 7 日まで配信アプリ登録夜食会社 110 ヶ所を査察し、28 ヶ所を摘発して管轄地方自治体に行政処分などを依頼した。

今回の取り締まりは、最近利用者が増加しているが消費者が直接衛生状態を確認することができない配信アプリ(3 つ)登録夜食会社を対象に、衛生状態を確認するため、登録会社のうちメニュー数、注文数などが多いところを集中的に点検した。

取り締まりの結果、大部分の夜食会社(82 ヶ所)は食品関連法令を守るなど良好であった

が、一部の会社は流通期限経過製品を販売目的に保管するなど問題点があることが確認された。

主な違反内容は、▲流通期限経過製品の販売目的による保管(4ヶ所)、▲表示基準違反(2ヶ所)、▲衛生的取り扱い基準違反(4ヶ所)、▲健康検診未実施(18ヶ所)、であった。

(注：デリバリー業者を集めて好きなものを注文できるアプリがある。いろいろなメニューがあり、それらを総称して「夜食」と呼んでいる)

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

(食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。)

- フランス競争・消費・不正抑止総局(DGCCRF)、硝酸塩と過塩素酸イオンによる食品汚染の調査結果を発表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04310020469>
- ベルギー連邦フードチェーン安全庁(AFSCA)、蜜蝋に含まれる残留農薬及び残留動物用医薬品の摂取者への長期ばく露を想定し規制値を提案する報告書を発表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04310490344>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、市販の卵における表示及び残留動物用医薬品の検査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04310550493>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、畜産物及び水産物中の残留動物用医薬品の検査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04310560493>
- 台湾衛生福利部国民健康署、「トランス脂肪酸ゼロが最も安心」とし、人工トランス脂肪酸の全面規制を支持する旨公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04310620492>
- スペイン消費食品安全栄養庁(AECOSAN)、食品サプリメント中のハマビシ(*Tribulus terrestris*)の使用リスクに関する AECOSAN 科学委員会の報告書を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04319990507>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、輸入食品の検査で不合格となった食品等を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04311580493>

ProMED-mail

- 有毒藻類 英国 (第2報) : イングランド 犬、致死、警告
Toxic algae - UK (02): (England) canine, fatal, alert

2015-08-25

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=3599933>

—Date: Mon 24 Aug 2015 Source: Ashbourne News Telegraph [edited]—

4ヶ月の子犬が死亡して、オーナーは人々に対しペットを藍藻の発生している水の近くに行かせないよう警告した。ウェリントンに住む彼女は Foremark 貯水池をラブラドルの子犬と散歩する習慣があったが藻類には気がついていなかった。彼女は次のように述べている。「金曜日の夕方（8月21日）にいつものように散歩に行き、水辺で何かをつついていたことには気がついていて、私は犬を呼んで帰ろうとしたが30分以内に吐き始め、獣医に連れて行ったが助からなかった。犬は今日の朝（8月24日）に死んだ」「血液検査で中毒の原因は藍藻毒素であることが確認された。私はこれについて全く知らなくて、他の犬や子どもが同じように苦しまないで欲しい」「水に入るなという警告はあった。でも私の犬は水に入っていない。もっと明確に警告すべきだ」

● 有毒藻類 米国（第4報）：(カンザス) 水、警告

Toxic algae - USA (04): (KS) water, alert

2015-08-22

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=3596160>

—Fri 21 Aug 2015 Source: The Wichita Eagle [edited]—

カンザス健康環境省によると州の11の水域で高濃度の藍藻毒素が検出された（注：警告が出された地方の名称は本ウェブサイトを参照）。警告が出ている湖でのボートや釣りは安全であるが、ヒトやペットは水と接触しないように。

● 有毒藻類 カナダ（アルバータ）

Toxic algae - Canada (AB)

2015-08-28

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=3608622>

—Date 27 Aug 2015 Source: Edmonton Journal [edited]—

2015年9月5～6日に開催予定の2015 ITU ワールドトライアスロンエドモントンの準備が Hawrelak 公園で行われている。アルバータ保健省が2015年8月26日にトライアスロン開催予定の公園の池の藍藻が危険な濃度になったとして警告した。トライアスロンの実行委員会は水曜日までに水泳部門が行われるかどうか発表すると約束した。

過去に藍藻の大発生が報告されたことはなく、保健省が藻類の大発生に気がついたのは国際レースが開催されるたった10日前だった。

● リシン 米国（第3報）：(NY)死の錠剤

Ricin - USA (03): (NY) death pills

2015-08-30

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=3612366>

—Date: 27 Aug 2015 Source: NewsWeek [edited]—

2015年8月27日、ニューヨークの男性が「シンプルで簡単な死の錠剤」として販売する計画で、ウェブの秘密の闇マーケットサイトでリシンを買おうとしたことについて有罪判決を受けた。Cheng Le、22才はFBIの従業員が偽装したサイトからリシンを買おうとした。Leの弁護士は控訴する予定。

法の執行機関は、専用のブラウザでなければアクセスできない隠されたネットワークでの闇の違法取引を取り締まろうとしてきた。

- シアン化物、水、中国（天津）

Cyanide, water - China: (TJ)

2015-08-22

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=3595047>

—Date: Thu 20 Aug 2015 Source: Voice of America News [edited]—

最近爆発事故のあった天津の近くの水から許容値の350倍以上のシアン化物が検出されたと8月20日に当局が言った。天津環境モニタリングセンター長 Deng Xiaowen が記者会見で、飲料水は安全なままであると言った。

しかし死んだ魚の写真がソーシャルメディアに出回るなど、人々は心配している。

EurekaAlert

- 認知への運動と栄養サプリメント介入の影響

Effect of physical activity, nutrient supplementation interventions on cognition

25-Aug-2015

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2015-08/tjn-eop082115.php

JAMAの8月25日号に発表された二つの研究は、認知機能への運動と栄養サプリメントの影響を探っている。

一つは24ヶ月の運動介入と健康教育プログラムの影響を比較したもので70～89才の1,635人の高齢者のライフスタイル介入と独立性（LIFE）研究の報告。運動と教育群に認知機能や認知症発症に差はなく2年間安定していた。両方に効果があった可能性は否定できない、と著者は書いている。

もう一つの研究は加齢性黄斑変性リスクのある人からなる加齢性眼疾患研究2 [AREDS2]の参加者を対象に、長鎖多価不飽和脂肪酸1g及び/またはルテイン10mg/ゼアキサンチン2mgとプラセボを比較した。また全ての参加者はビタミンC、E、ベータカロテン、亜鉛の組み合わせを与えられている。眼の検査以外に認知機能検査を行っていて、サプリメント投与により認知機能に有意のある差はなかった。著者はサプリメントの開始時期が遅かった、あるいは5年が短すぎ可能性があるかと推測している。

エディトリアルでは、これらの結果を根拠に高齢者にライフスタイル介入をするのは無

駄だというニヒリズムに陥らないようにと記している。

認知機能低下の兆候が現れてからライフスタイルを変えたりサプリメントをとったりするよりも、生涯にわたって運動したり食生活を良いものにするように薦める方が効果はあるだろう。

* 関連記事：

(米国国立衛生研究所 NIH のプレスリリースをダイエタリーサプリメント局が紹介)

NIHの研究はオメガ3やその他の栄養サプリメントは認知機能低下にはメリットがないことを示す

NIH Study Shows no Benefit of Omega-3 or Other Nutritional Supplements for Cognitive Decline

08/25/15

https://nei.nih.gov/news/pressrelease/cognitive_decline

一部の研究でオメガ3脂肪酸の多い食事は脳の健康によいことが示唆されているものの、NIHの研究者らによる大規模臨床試験ではオメガ3サプリメントは高齢者の認知機能低下を遅らせることはない。4000人の患者を5年フォローしたこの種のものとしては最大規模で、この研究は本日 JAMA に発表された。

NIHの国立眼研究所臨床副部長で疫学臨床応用副部長 Emily Chew 医師は「一般的信念とは違って、オメガ3サプリメントが認知機能低下を止めるのに何の効果もなかった」と述べている。

(以下研究の紹介)

● 研究者らが牛のヒエンソウ毒性を調べる

Researchers study tall larkspur toxicity in cattle

25-Aug-2015

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-08/asoar-st082515.php

米国のフットヒルズ西部と山の放牧地では野生のヒエンソウ (Delphinium の仲間) が牛の死亡の大きな原因である。多くの場合牛はヒエンソウを食べる量を調節して中毒にならないが、食べ過ぎ、早く食べる、あるいは微量でも長期間食べると中毒になる。症状は筋肉の衰弱などで歩行不能になり死亡する。

Journal of Animal Science に発表された最近の研究で、ユタ州ローガンの USDA-ARS 毒草研究室の研究者らが約 500kg の去勢雄牛が中毒にならずに食べられるヒエンソウの量を決定した。この研究では 12 頭の牛にヒエンソウに含まれる有毒アルカロイドの代表的なものである "MSAL-タイプ" のアルカロイド 8 mg/kg 相当を一回与えた。全ての牛が中毒症状を発現し歩けなくなった。3 か月後毎日 8、4 あるいは 2 mg/kg の "MSAL-タイプ" アルカロイドを 4 日間あるいは症状が出るまで与えたところ、2 mg/kg では影響が無く、4 mg/kg では全頭歩行困難になった。従って牛で求められた NOAEL は 2 mg/kg である。これは 500

kg の牛が 1 日 1.25kg の生鮮ヒエンソウを食べられることに相当する。

- 福島汚染物質の行方を探る

Examining the fate of Fukushima contaminants

18-Aug-2015

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-08/whoi-etf081815.php

国際研究チームが福島第一原子力発電所の沖合で集めた堆積物についての 3 年間の研究結果を *Environmental Science and Technology* の 2015 年 8 月 18 日号に発表した。

Woods Hole 海洋学研究所の Ken Buesseler らのチームは、福島の汚染海床堆積物の極一部が台風により沖合に運ばれ海水中に放射性粒子を再懸濁し、それが南東海流に乗って太平洋を旅することを発見した。輸送されるのは年に 1%未満と少ない。

- 海の食物網における水銀毒素の動態

The dynamics of mercury toxins in the oceans' food web

18-Aug-2015

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-08/w-tdo081815.php

Environmental Toxicology & Chemistry に発表された新しい研究によると、北極の動物種のメチル水銀濃度は食物連鎖下位の動物より高いが、同時に水銀毒素から保護する作用のある可能性のあるセレン濃度も高い。

Science

特集：ダイエタリーサプリメントに隠された危険を明らかにする

Feature: Revealing the hidden dangers of dietary supplements

By Jennifer Couzin-Frankel 20 August 2015

<http://news.sciencemag.org/health/2015/08/feature-revealing-hidden-dangers-dietary-supplements>

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室